

日 時	平成27年2月16日（月） 13：30～15：10
会 場	芦屋市医師会医療センター 3階 会議室
出席者	委員長 神部 智司 委員 宮崎 睦雄，森川 太一郎，魚崎 須美，宮平 太，進藤 昌子， 松矢 欣哲，大島 眞由美，鈴木 一生，寺本 慎児 欠席委員 上田 晴男，堺 執 委員以外 権利擁護支援センター 脇 朋美，山岸 吉宏 事務局 芦屋市地域福祉課 長岡 良徳，細井 洋海，吉川 里香， 沖元 由優，宮本 ちさと 芦屋市障害福祉課 鳥越 雅也，川口 弥良 芦屋市高齢福祉課 高橋 和稔
事務局	地域福祉課
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
傍聴者数	1人

1 議事次第

- (1) 「芦屋市障害者（児）福祉計画第 6 次中期計画及び芦屋市第 4 期障害福祉計画」及び「第 7 次芦屋市高齢者福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画」について
- (2) 平成 26 年度芦屋市権利擁護支援センター事業報告
- (3) その他

2 資料

事前配布資料

- 資料 1 芦屋市障害者（児）福祉計画第 6 次中期計画（中間まとめ案）
- 資料 2 芦屋市第 4 期障害福祉計画（中間まとめ案）
- 資料 3 「第 7 次芦屋すこやか長寿プラン 2 1」（第 7 次芦屋市高齢者福祉計画および第 6 期介護保険事業計画）（中間案）

当日配布資料

- 資料 1 平成 26 年度芦屋市権利擁護支援センター 活動状況報告
- 資料 2 平成 26 年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画
- 資料 3 平成 26 年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画（成果）
- 参考資料 相談内容別相談件数（障がい者）
芦屋市権利擁護支援フォーラムの案内
第2次芦屋市地域福祉計画（中学生向け概要版）

3 審議経過

開会

- (1) 「芦屋市障害者（児）福祉計画第 6 次中期計画及び芦屋市第 4 期障害福祉計画」及び「第 7 次芦屋市高齢者福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画」（権利擁護に関する内容）について
（事務局 細井）

各事務局職員の説明の前に少し説明させていただきます。皆様のお手元にある、事前にお送りしたものは中間まとめ案ですので、両計画の進捗状況をお伝えしま

す。パブリックコメントの受付は1月24日に終了し、その後、それぞれの策定委員会も順次終了しました。また行政内部の課長級の幹事会、部長級の本部会を経て、2月12日には社会福祉審議会まで終了しています。現在それぞれの計画は、中間まとめ案から素案という形で、各会議体でご審議をいただいております。

しかしながら、権利擁護部分に関しては大きな変更はないため、本日は事前配布の中間案を用いて報告させていただきます。

(事務局 吉川)

事前資料1 芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画(中間まとめ案)

事前資料2 芦屋市第4期障害福祉計画(中間まとめ案)

について説明。

(事務局 沖元)

事前資料3 「第7次芦屋すこやか長寿プラン21」(第7次芦屋市高齢者福祉計画および第6期介護保険事業計画)(中間案)

について説明。

(神部委員長)

ご意見、ご質問はございますでしょうか。

(鈴木委員)

配布資料2の10ページ「将来生活したい場所」について、回答者全体の51%が、家族と一緒に自宅で生活したいと回答しています。障がいをお持ちの方の高齢化が進む中で、どういう体制で支援していくことを考えていますか。

(事務局 吉川)

現在でも既に、親亡き後の子が心配ということで、成年後見制度の利用意向は特に知的障がいの保護者の方々から聞いており、保護者の団体の中でも普及啓発に努めていただいています。サービスを利用しているご本人には、計画相談という、介護保険でいうケアマネジャーのような方が、計画を立てて生活を支援しているので、タイミングを見計らいながら、支援を必要とする方にはお声掛けをして、高齢の親の不安解消に努めたり、必要なときに必要なサービスが提供できるような体制を組んでいきたいと思っています。実際に今年度に支援したある方は、認知症の高齢の母と同居しており、キーパーソンだった兄が亡くなったため、急に成年後見制度の利用が必要になったので、高齢部門と障がい部門の支援者が連携し、高齢の母とご本人の、それぞれの成年後見の申立てを行いました。日々の活動の中からのリスク管理や対象者の把握を進めながら、啓発をしていき、理解を進めていただけるよう取り組んでいきたいと思っております。

(神部委員長)

普及啓発活動において、関係機関との連携が必要ということは計画にも謳われていますが、どのようなかたちで連携を強化していくのか、見通しを教えてください。

(事務局 細井)

連携と一口に言っても、具体的に実践して、対象となる方の状況が改善しないことには次の相談にも結び付かないと認識しています。現在、本市では関係機関の方々に御尽力いただいて、高齢者分野、障がい者分野、高齢者施設の分野の方たちの虐待対応マニュアルが整ってきています。そのマニュアルに忠実に従って、関係者が集まって話し合い、支援し、状況の改善に結びつけば、それをフィ

ードバックしています。支援の進捗状況を確認する機会や、再度議論する機会、またモニタリングの機会も権利擁護支援センターで担保していただいているので、これらを繰り返しながら連携を確かなものにしていき、普及していくことが必要だと認識しています。

(神部委員長)

ご意見、ご質問はございますでしょうか。事務局から、補足等がありますか。

(事務局 細井)

本市では成年後見制度の利用支援について要綱があり、今までは、申立てを行った後に申立費用の助成をするという内容でしたが、平成26年4月1日付で要綱改正を行い、申立前に費用の助成ができるようにしました。そうすることで、成年後見制度の利用が円滑に進むと考えます。しかし、画一的に啓発することが効果的とは思いません。個別に相談を受けた際に制度の活用が必要な方がおられましたら、円滑に利用していただけるよう支援していきたいと思えます。

(神部委員長)

ご意見、ご質問はございますでしょうか。

(大島委員)

高齢者分野の計画では、ワークショップを開催して、その参加者が自治会の方や民生委員など的高齢者に近い年齢層の方なので、当事者の声を聴きやすかったと思いますが、障がい者の当事者の声は、どのように聴取したのでしょうか。

(事務局 吉川)

市内の当事者団体の方にヒアリング調査を行い、意見を聴取しました。また、計画策定の市民委員として、障がいをお持ちの方等にも参加していただきました。

(鈴木委員)

事前配布資料1の39ページ、79ページから、ボランティアの確保や、ボランティアとの連携の必要性を感じますが、今後どうしていくことを考えていますか。また、ボランティア連合会のような組織に、コミスクは含まれているのでしょうか。

(事務局 細井)

あくまで、「権利擁護」という観点からお答えいたします。現在、本市には地域発信型ネットワークという、小中学校区単位で地域で見守り等に携わっていただいている方々の会議を設けていますが、その中で、1月31日に、小学校区の自治会の方、老人会の方、コミスクの方、民生委員、福祉推進委員の方々にご参加いただき、認知症サポーター養成講座を開催しました。その際に、各団体の方々から、受付業務、警備、カイロの提供、お茶をふるまっていただく等のご協力をいただきました。認知症というキーワードでそれらの組織が横に繋がり、160人ほどが参加されました。講義だけではなく、民生委員、福祉推進委員による寸劇も実施され、より認知症の理解がすすんだのではないかと思います。そういった場をうまくいかして、組織や世代を超えて連携をしていきたいと思っています。そこに参加された全ての方がボランティアになっていただくというのではなく、そういった場があるごとに連携をとっていただき、関心をもっていただけるような種まきを続けられたらと思います。

(松矢委員)

権利擁護支援センターの認知度に関して、視点を変えれば、3割の方は知っていることにはなりますが、その3割の方がどういう手法で権利擁護支援センターを知ったのか、情報はありますか。その手法が分かれば、啓発の方法を評価するヒントになるのではないかと思います。

(事務局 細井)

手法を確認するのは難しいと思いますが、広報紙で知った方や、権利擁護支援センターから支援を受けた経験がある方が占めているのではないかと思います。

(神部委員長)

把握が可能であれば、有効な啓発方法を強化できて良いと思います。

(事務局 細井)

関係者にも一緒に会議に入っただき、支援が進んだことが分かると、もう一度その会議を開いてほしいというような依頼が、実際に民生委員の方からあったため、そのことが先ほどの認知度が3割あることとも結びつくのではないかと思います。どれだけ多くの方に、支援を必要とする方の関係者になっていただけるかが重要だと思いますので、地域の見守りも含め、取組みをしていきたいと思っています。

(神部委員長)

権利擁護に関して情報だけが欲しいという方が多いとの報告がありましたが、そういった方々にどう伝えるが重要だと思います。

(事務局 細井)

情報が欲しいと言っても、それが適切に理解や認識をされることの困難さを感じた体験がありました。昨年12月に東山手高齢者生活支援センターから依頼を受けて、介護予防の体操教室で成年後見制度に関する出前講座を行いました。その際に、ある方が、ご自身の母親の銀行預金を解約するために銀行に行くと、銀行員からは後見人の証明を持ってくるように言われ、実の親子なのに、成年後見制度を利用することのメリットが分からないと話しておられました。成年後見制度を利用することで、ご家族間で少し揉めたときに、本人の意思確認ができない状況でのトラブルを避けていくためにも、母親だけでなく、娘様ご自身も守る制度であることを、丁寧に時間をかけてお伝えすると、ようやく納得されました。また、専門家に頼めば報酬が発生すると思って利用を避けようとする方もおられたので、ご家族でも後見人業務はでき、ご家族が後見人となった場合にどのように事務が発生するかは、実際に高齢者の方でも、後見人を体験された方がおられるので、そういう方に教えていただけるような工夫が必要だと強く感じました。このような経験から、紙媒体での啓発も必要ですが、顔を合わせて、かみ砕いて具体的に、丁寧に説明をすることが重要だと感じています。

(神部委員長)

労力は多大にかかると思いますが、そういった、かみ砕いた説明をしてくださる方を増やすことも、考えていく必要があるかもしれませんね。

(宮平委員)

銀行員から、ここに行けば成年後見制度について丁寧な説明をしてもらえる、こちらに情報提供をしていただければ、繋がっていただけるように思います。

(神部委員長)

共感します。

(事務局 細井)

認知症サポーター養成講座を受講する銀行は増えています。どういう制度が有効かは出口部分を用意しないと、銀行の方も負担に感じてしまいます。銀行との連携の方法については、社会福祉協議会と一緒に考えていきたいと思っています。

(宮崎副委員長)

ケーブルテレビ等で、成年後見制度に関して繰り返し放送していただくのはいかがでしょうか。

(事務局 脇氏)

西宮市では、落語家の方が成年後見制度のことを説明している映像を制作し、ケーブルテレビで放送しています。

(神部委員長)

今までしていなかったことも、思い切って取り組んでいく必要性を感じます。

(事務局 細井)

様々な戦略は必要だと思いますので、協議していきたいと思っています。庁内でも認知症サポーター養成講座を職員向けに実施しています。

(事務局 宮本)

認知症サポーター養成講座を、職員向けと、新人職員の人事研修の場で行っています。その場ではMay-beシートの紹介もして、認知症だけでなく、気になる方がおられれば、繋いでいただけるように、継続して啓発を行っています。

(事務局 細井)

市民の方をお願いするだけでなく、行政内の職員も知識を持って対応することが必要と考えていますので、庁内でも啓発は毎年続けています。

(神部委員長)

現在取り組んでいることについては、今後もより一層強化していただきますとともに、本日委員の皆様からいただいたアイデアや意見も十分にご検討いただけたらと思います。

(2) 平成26年度芦屋市権利擁護支援センター事業報告

(権利擁護支援センター 脇)

当日資料1 平成26年度芦屋市権利擁護支援センター 活動状況報告

当日資料2 平成26年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画

当日資料3 平成26年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画(成果)

について説明。

(権利擁護支援センター 山岸)

当日資料3 平成26年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画(成果)の5)権利擁護支援センターの体制強化について説明。

(神部委員長)

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。高齢者からの相談件数が減っていることについて、その原因をどのように考えていますか。

(権利擁護支援センター 脇)

高齢者虐待の通報件数の減少に大きく影響を受けていると思いますが、このこ

とに対して、虐待が減ったというような楽観視はできないと思います。虐待の状況が顕在化せず、また認識されずに埋もれている危惧もあるため、ケアマネジャーや訪問看護師等、専門職の方々に啓発をしていきたいと思っています。啓発は権利擁護支援センターだけでできるとは思っていませんので、高齢者生活支援センターや他の機関とも連携して力を入れていきたいです。少し前にも虐待の通報件数が減っていることに危機感を感じて、介護施設職員に通報できない理由のヒアリングを行いました。ケアマネジャー、訪問看護師等、それぞれに理由があるようなので、啓発の方法を関係機関と考えていきたいと思っています。

(鈴木委員)

話は逸れるかもしれませんが、私自身が法定後見人を7年経験した身から考えますと、潜在している方を見つけるのは難しいと思いますが、芦屋市の中で、法定後見人を経験された方を探して、そういった方々のネットワークができれば、私自身もまた違った形でご尽力できると思います。

(神部委員長)

ありがとうございます。他に、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

障がい者の相談件数のうち、約7割が精神障がいの方からとのことですが、生活の不安や住宅に関する不安にどう対応していきますか。

(権利擁護支援センター 脇氏)

障がい者手帳をお持ちではない方の、就労や、その後の継続した支援をする専門機関がないので支援の難しさを感じています。

(事務局 細井)

手帳所持のない方の就労のバックアップや、自立に向けた相談に関しては、平成27年4月1日の生活困窮者自立支援法の施行に伴って、必須事業として相談機関を設けたり、家賃相当分の費用助成をすることを、国が制度として確立していますので、現在その事業の準備をしているところです。予算の可決が3月末にありますので、現段階ではっきりとは申し上げられないですが、就労準備の支援につきましても、国は任意事業と示していますが、是非実施していきたいところです。

(権利擁護支援センター 脇)

権利擁護支援センターとしても、債務整理や金銭管理等の部分を担いながら、生活困窮者自立支援の事業と連携して支援していきたいと思っています。

(神部委員長)

ありがとうございます。市民後見受任システムの構築に関して、思うように進まないとの報告がありましたが、尼崎市や西宮市等の近隣市で市民後見人を担っているのはどんな方ですか。

(権利擁護支援センター 脇)

西宮市は0人、尼崎市では2名です。尼崎市の方は、権利擁護支援者養成研修を受けた40～50代の方で、対象者は、社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業を利用していた方で、生活保護受給者で、身寄りのない方と限定しているそうです。

(神部委員長)

近隣自治体とのこういった情報交換を、今後も積極的にしていただけたらと思います。他に、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(進藤委員)

当日資料3の4) ワークショップの開催に関する報告で、地区の福祉委員会とのワークショップの日程調整が難しいとの話がありましたが、福祉委員会としては、権利擁護支援センターからこういうことをしたいという依頼文等を提出してもらえればスケジュールに盛り込めますので、早めに連絡をいただくと助かります。こういう学ぶ機会があれば、福祉委員会としても一歩前に進めるのではと思います。

(権利擁護支援センター 脇)

ぜひ依頼文を提出させていただきます。

(大島委員)

ケアマネジャー友の会でも虐待通報件数が減っているとの報告があります。ケアマネジャーや高齢者生活支援センター職員の、虐待を発見するアンテナが鈍っている危惧がありますので、研修受講の必要性を感じます。研修は、今までは基幹型や4 高齢者生活支援センターが主体となって開催していましたが、今後もちろん連携したくと思いますが、行政と権利擁護支援センターが、ケアマネジャー等に強制参加として呼びかけて開催したほうが、出席率は良いように思います。

(3) その他

(事務局 細井)

本日、みなさまには中間まとめ案にてご説明させていただきましたので、両計画の策定が終了しましたら、みなさまに送付させていただきます。また、新年度委員会の日程調整等は今後になりますが、事業計画等ができあがりましたらご報告させていただきますので、そのときはご出席いただきたく思います。

(神部委員長)

では、本年2回目の委員会の議事は全て終了しました。委員のみなさま、ありがとうございました。

閉 会